

東京都官制外二件第一回審査委員会

昭和十八年五月二十四日(月曜日)本院事務所ニ於テ開會

出席者

原 議長

審査委員長

鈴木副議長

審査委員

窪田顧問官

區 審 院

植田

密田

院

清水顧問官

南(弘)顧問官

菅原顧問官

潮 顧問官

二上 顧問官

三土 顧問官

伊澤 顧問官

國務大臣

安藤内務大臣

説明員

森山 法制局長官

佐藤(達) 法制局參事官

宮内 法制局參事官

唐澤 内務次官

古井 内務省地方局長

町村 内務省警保局長

上田 内務省防空局長

入江 内務書記官

中島 内務書記官

加藤 内務事務官

堀江書記官長
諸橋書記官
高辻書記官

(午前九時三十分開會)

鈴木委員長開會ヲ宣ス 安藤内務大臣ヨリ東
京都制案及本案ノ三件ニ付大要説明アリ
窪田委員ヨリ都長官選ノ理由、東京都ト警視廳
トノ關係ニ付、清水委員ヨリ都官吏及都吏員ノ

職務上及待遇上ノ殊別、東京都長官ト警視廳監
トノ關係及大阪市ニ對スル特別市制ノ問題ニ
付南委員ヨリ東京府及東京市ガ消滅シ新ニ東
京都ノ生誕スル法文上ノ根據、都ノ吏僚制度、都
長官ト警察權トノ關係、帝都防空設備ノ現況ニ
付夫々質問アリ、安藤内務大臣、唐澤内務次官及
古井内務省地方局長ヨリ答辯アリ
委員長本日ハ之迄トシ閉會ヲ宣ス
(午後三時四十五分閉會)

東京都官制外二件第二回審査委員會

昭和十八年五月二十五日(火曜日)本院事務
所ニ於テ開會

出席者

原 議 長

審査委員長

鈴木 副議長

審査委員

窪田 顧問官

清水顧問官

南(弘)顧問官

菅原顧問官

潮 顧問官

二上顧問官

三土顧問官

伊澤顧問官

國務大臣

安藤内務大臣

説明員

森山 法制局長官

佐藤(達) 法制局参事官

宮内 法制局参事官

唐澤 内務次官

古井 内務省地方局長

町村 内務省警保局長

上田 内務省防空局長

入江 内務書記官

中島 内務書記官

加藤 内務事務官

堀江書記官長
諸橋書記官
高辻書記官

(午前九時三十分開會)

鈴木委員長開會ヲ宣ス

菅原委員ヨリ都ノ區域及機構町内會部落會ノ
本質及育成方針ニ付、潮委員ヨリ都制ノ施行期、
特別市制ニ對スル當局ノ所見、都ノ歳入自治體

タル區ノ存置理由、次長ヲ一人トシ別ニ官房長
ヲ設置セザル理由、部局ノ構成及事務ノ考査制
度ニ付、二上委員ヨリ外國ニ於ケル首府、地方
制度、官制第二條ニ所謂部内ノ行政事務ノ範圍
及官吏ガ都ノ事務ヲ行ヒ吏員ガ國ノ事務ヲ行
フ、根據ニ付夫々質問シ森山法制局長官、唐澤
内務次官及古井内務省地方局長ヨリ答辯アリ
委員長本日ハ之ニテ閉會スル旨ヲ宣ス

(午後四時閉會)

東京都官制外二件第三回審査委員會

昭知十八年五月二十七日(木曜日)本院事務
所ニ於テ開會

出席者

原 議 長

審査委員長

鈴木 副議長

審査委員

窪田 顧問官

區 密 院

樹 密 院

清水顧問官

南(弘)顧問官

菅原顧問官

潮 顧問官

二上顧問官

三土顧問官

伊澤顧問官

國務大臣

安藤内務大臣

説明員

森山 法制局長官

佐藤(達夫) 法制局參事官

宮内 法制局參事官

唐澤 内務次官

古井 内務省地方局長

町村 内務省警保局長

上田 内務省防空局長

入江 内務書記官

中島 内務書記官

加藤 内務事務官

堀江書記官長
諸橋書記官
高辻書記官

(午前九時三十分開會)

鈴木委員長開會ヲ宣ス

二上委員ヨリ東京都制第百三條第三項及第百五十五條第二項ト第百十七條トノ關係並ニ町内會部落會ノ意義ニ付、三土委員ヨリ都ノ部局

ノ構成ニ付、伊澤委員ヨリ都ノ首長ヲ公選トセザル理由、都長官ノ地位權限及都職員ノ人選ニ付夫々質問アリ、森山法制局長官、唐澤内務次官及古井内務省地方局長ヨリ答辯アリ、右終テ鈴木委員長ハ質問終了ト認メ大臣及説明員ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果都職員人事行政ノ運営ニ付希望意見ヲ付シ本案ハ此ノ儘可決スベキ旨全會一致ヲ以テ議決シ審査報告ノ

作成ハ委員長一任ニ決ス
仍テ鈴木委員長閉會ヲ宣ス
(午後四時十五分閉會)

日本國ビルマ國間同盟條約締結ノ件外三件審
査委員會

昭和十八年七月二十九日(水曜日)宮中東
三ノ間ニ於テ開會

出席者

原 議 長

審査委員長

鈴木副議長

審査委員